諮問日:令和元年11月29日(令和元年度(情)諮問第28号)

答申日:令和2年9月24日(令和2年度(情)答申第17号)

件 名:民事訴訟法第107条第3項において送付物を書留郵便にて送付する法的

根拠等が記載された文書の不開示判断(不存在等)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書(以下,併せて「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、別紙記載1の(1)、3、6及び10の各文書については司法行政文書の開示手続の対象とならないとして、別紙記載1の(2)、2、4、5及び7から9までの各文書については作成し又は取得していないとして、それぞれ不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和元年9月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 別紙記載1の(1)及び6の各文書について、民事訴訟法のどこに記載があり、 それが今回の司法行政文書とどのような関係があるのかということを判断しないことは、そのことが問題があるのかないのかわからないため、法的根拠がなく公務員が業務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。
- 2 別紙記載1の(2), 2, 4, 5及び7から9までの各文書について,作成又 は取得していないことにより不開示とすることが可能であれば,国民の情報公 開による知る権利を侵害することができることとなり,法的根拠がなく公務員

が業務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。また,そもそも作成又 は取得する必要があるものをしていない行為自体が公務員の信用失墜行為にな り,懲罰の対象となる。

- 3 別紙記載3の文書について,裁判所職員臨時措置法,国家公務員法及び裁判 官以外の裁判所職員の任免等に関する規則のどこに記載があり,それが今回の 司法行政文書とどのような関係があるのかということを判断しないことは,そ のことが問題があるのかないのかわからないため,法的根拠がなく公務員が業 務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。
- 4 別紙記載10の文書について、日本国憲法及び裁判所法のどこに記載があり、 それが今回の司法行政文書とどのような関係があるのかということを判断しな いことは、そのことが問題があるのかないのかわからないため、法的根拠がな く公務員が業務を遂行することが公務員の職権乱用に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 次の各申出に係る文書と考えられるものは、いずれも官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集等により容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とならない。
 - (1) 別紙記載1の(1)の文書として,民事訴訟法107条1項及び2項
 - (2) 別紙記載3の文書として,裁判所職員臨時措置法及び国家公務員法並びに 最高裁判所規則である裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則
 - (3) 別紙記載6の文書として、民事訴訟法25条
 - (4) 別紙記載10の文書として、日本国憲法及び裁判所法3条1項
- 2 別紙記載1の(2)の文書について、書類の送達は、個々の裁判手続において 行われる裁判事務であるところ、当該書類を通知書宛先人が受領しなかった場 合の処理についても、裁判事務として、当該訴訟手続の中で個別に検討される

性質のものであり、この事項を記載した文書は、司法行政事務の遂行上必要が ないことから、作成又は取得していない。

- 3 別紙記載2の文書について、苦情については一律の対応方針が存在するものではなく、その内容等に応じて個別具体的に対応を検討していることから、処理の対応を定めた文書を作成又は取得していない。
- 4 別紙記載4の文書については、司法行政文書開示手続において、開示期限を一方的、無期限に延長できることが、法の下の平等に反しないと定めている法的根拠を記載した司法行政文書の開示を求めるものと解される。また、別紙記載7の文書については、開示手続において、申出事項に対し、「作成又は取得していない。」と判断することが問題ではないことが分かる法的根拠を記載した司法行政文書の開示を求めるものと解される。司法行政文書開示手続は、取扱要綱に基づき実施されているものであるが、これらの事項を記載した文書は、同事務の遂行上必要がないことから、作成又は取得していない。
- 5 別紙記載 5,8 及び 9 の各文書については、いずれも司法行政事務の遂行上 必要がないことから、これらの事項を記載した文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和元年11月29日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 令和2年8月21日 審議

④ 同年9月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 別紙記載1の(1), 3,6及び10の各文書について

法令及び最高裁判所規則は、官報により公布されることによって広く周知が 図られている上、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている 法令集等により容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1にいう司法行 政文書には該当しないというべきである(平成28年度(最情)答申第39号, 平成30年度(情)答申第6号,第7号,第8号参照)。

そこで別紙記載1の(1), 3,6及び10の各文書について検討すると,別 紙記載1の(1)の文書としては民事訴訟法107条1項及び2項が,同3の文 書としては裁判所職員臨時措置法,国家公務員法及び裁判官以外の裁判所職員 の任免等に関する規則が,同6の文書としては民事訴訟法25条が,同10の 文書としては日本国憲法及び裁判所法3条1項がそれぞれ考えられる。そうす ると,これらの文書は取扱要綱記第1にいう司法行政文書には該当しない。

したがって、別紙記載1の(1), 3,6及び10の各文書については、司法 行政文書の開示手続の対象とならない。

2 別紙記載1の(2)の文書について

書類の送達は、個々の裁判手続において行われる裁判事務であり、当該書類を通知書宛先人が受領しなかった場合の処理についても、裁判事務として当該訴訟手続の中で個別に検討されるものであるということができる。別紙記載1の(2)に係る事務がこのような性質のものであることを踏まえて検討すれば、別紙記載1の(2)の文書は司法行政事務の遂行上必要がないことから、作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載1の(2)の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載1の(2)の文書を保有していないと認められる。

3 別紙記載2の文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判手続における裁判の内容以外に関する裁判官及び裁判所職員の対応に対する苦情については、一律の対応方針が存在するものではなく、その内容等に応じて個別具体的に対応を検討していることから、処理の対応を定めた文書を作成し又は取得していないとのこと

であり、別紙記載2の文書として記載された内容を踏まえれば、このような説明が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載2の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載2の文書を保有していないと 認められる。

4 別紙記載4及び7の各文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法行政文書開示手続は取扱要綱に基づき実施されているものであり、別紙記載4及び7の各文書は、司法行政文書開示事務の遂行上必要がないことから、作成し又は取得していないとのことであり、これらの文書として記載された内容を踏まえて検討すれば、このような説明が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載4及び7の各文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載4及び7の各文書を保有して いないと認められる。

5 別紙記載5,8及び9の各文書について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載5,8及び9の各文書については、いずれも司法行政事務の遂行上必要がないことから、作成し又は取得していないとのことであり、これらの文書として記載された内容を踏まえて検討すれば、このような説明が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、別紙記載5,8及び9の各文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において別紙記載5,8及び9の各文書を保有 していないと認められる。

6 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、別紙記載1の(1), 3, 6及び10の各 文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められ、福岡高等裁判所 において別紙記載1の(2), 2, 4, 5及び7から9までの各文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	П	正	人
委		員	長	戸	雅	子

別紙

- 1(1) 民事訴訟法107条3項において送付物を書留郵便にて送付する法的根拠
 - (2) 書類を送達した場合において通知書宛先人が受領しなかった場合の当該書類の処理を定めたもの
- 2 裁判手続における裁判の内容以外に係わる裁判官及び裁判所職員の対応に対 する苦情について、その処理の対応を定めたもの
- 3 裁判所書記官に対しての懲戒処分を裁判関係者が行うことができるかできないか
- 4 裁判官が一方的に日時の指定が出来るにもかかわらず,行政文書開示請求は 一方的に無期限に開示を延長出来ることが法の下の平等には反しない方的根拠
- 5 裁判官及び裁判所職員に対して電話及び書面などにより意見具申したことに 対して当該裁判官及び当該裁判所職員が直接対応しない法的根拠
- 6 裁判官全員を忌避した場合にそのことを判断するもの及びその方法を定めた ものならびに定められていないのであればそのことが問題ではないかを規定す るもの
- 7 行政文書開示において「作成も取得もしていない」とすることが問題ではない方的根拠
- 8 裁判手続における裁判の内容以外に係わる裁判官及び裁判所職員の対応に対 して不服がある場合、その裁判官及び裁判所職員が直接対応しないこととする 法的根拠
- 9 裁判は判断だけをし、その判断による金銭のとりたてなどは当事者がすることが、裁判が意味がないとはならない法的根拠
- 10 相手方が公的機関である裁判において、公的機関である裁判所が裁判手続を 行う法的根拠